

令和4年度事業計画

自 令和4年4月1日

至 令和5年3月31日

公益社団法人宮城県バス協会

バス事業を取り巻く環境は、従来より少子高齢化等による利用者の減少や運転者等の人材不足など多くの課題を抱えている状況ですが、新型コロナウイルス感染症の長期にわたる影響や燃料価格の高騰などが加わり、バス業界はこれまでに経験したことのない危機的状況に追い込まれております。

長期化する新型コロナウイルス感染症に関しては、まん延防止等重点措置や水際対策、ワクチン3回目接種の推進などにより、感染収束に向けて国を挙げて取り組んでいるところであり、一日も早い平穏な日常とバス業界にコロナ禍前の賑わいが戻ることに期待するところです。

このような状況の中、当協会といたしましては、バス業界が抱える諸課題に対応するとともに、広く社会に貢献するインフラとしての役割を担うバス業界の健全な発展に資するため、国や県等の関係機関や日本バス協会とも連携しながら、運送事業の根幹である輸送の安全・安心の確保をはじめ、輸送サービスの向上、環境保全対策、ウイズコロナ・ポストコロナ時代への対応など、社会情勢の変化に応じたバス事業振興のために、会員の皆様とともに下記事業を基本として積極的に取り組んでまいります。

記

1. バス事業関係諸制度

- (1) 交通政策基本法に基づく交通政策基本計画が、バス事業者の意向と地方の実態にあった交通政策が推進されるとともに国と地方自治体の支援が拡充されることに注視してまいります。
- (2) バス関係税制について、身近な公共交通機関であり、かつ災害時にも強いバス事業が、将来に渡って健全に運営できるような税制要望の実現に努めます。

(3) 新型コロナウイルスの影響や燃料価格高騰等にかかるバス事業者への支援要望については、日本バス協会を通じて国土交通省等に公的融資や助成金の充実・各種税制負担金の軽減措置などを継続して求めてまいります。

また、県をはじめとする地方公共団体に対しても、バス業界の窮状を随時発信するとともに引き続き事業継続のための支援を要望してまいります。

2. 環境対策

(1) バス事業における地球温暖化やディーゼル車の排出ガスなどの環境問題に対応するため、国等の諸施策を推進するとともに、ディーゼルクリーン・キャンペーン等の積極的な展開を通して、乗合バス利用促進、低公害車の導入促進及びエコドライブ推進を図ります。

(2) バス事業のグリーン経営認証制度の周知及び普及促進に努めます。

3. 交通バリアフリー対策

(1) 交通バリアフリー法に基づく「移動円滑化基準」に適合したバス車両への代替促進と併せて、国が認定した標準仕様ノンステップバスの普及促進に努めます。

(2) バス停のバリアフリー化、バスベイ等インフラ整備におけるバリアフリー化等についても関係行政機関に働きかけます。

4. 安全輸送対策

(1) 軽井沢スキーバス事故や自動車の安全性先進技術の普及等を踏まえ、昨年度示された「事業用自動車総合安全プラン2025」に基づく事故削減目標の達成にむけて、関係者と連携しながら重点的な取り組みを定めるなどして事故の削減を推進します。

(2) 春・秋の全国交通安全運動や年末年始輸送安全総点検等に積極的に参加するとともに、あらゆる機会をとらえて交通事故防止の啓発に努めます。

(3) バス停留所における安全性確保対策については、バスを安全に利用いただくために、行政機関や関係者と連携して対応してまいります。

- (4) 義務化された運輸安全マネジメント・防災マネジメントについて、確実な取組みが出来るよう講習会等を開催します。
- (5) 「飲酒運転防止対策マニュアル」に基づき、飲酒運転防止のための万全の対策がとられるよう啓発活動に努めます。
- (6) 安全・安心確保のために義務化されたシートベルト着用を、利用客に対し啓発に努めます。
- (7) バス事故の3割を占める車内事故防止に資するため、「車内事故防止キャンペーン」等の機会を捉え、地方公共団体等に対し広報掲載の要請を行うなどして、利用客に対する啓発活動を行います。
- (8) バスジャック、テロ対策等及び危機管理に万全を期すため、バスジャック統一マニュアル、テロ対策通達及び避難対策等など周知徹底して、対応の遵守を指導いたします。
- (9) いわゆる「危険ドラッグ」の使用については、これまでも安全な運転ができない恐れがある薬物の使用禁止を徹底するよう事業者に対して指導してきたが、改めて運転者を含む従業員に対し当該薬物の使用禁止を徹底するよう周知を図ります。
- (10) 乗務中の携帯電話・スマートフォンの使用については、重大事故を引き起こす恐れが高いため日バスの「乗務中の携帯電話・スマートフォンの使用に関する社内規定のガイドライン」に基づき再発防止に努めるよう指導を強化します。
- (11) 自動車運送事業者における運転者の健康起因事故の防止を図るため、睡眠時無呼吸症候群（SAS）のスクリーニング検査や脳健診受診を促進するために関係ガイドラインの周知や助成金の交付等を行います。

5. 走行環境及び輸送サービス

- (1) 都市部における道路渋滞の解消及びバスの走行環境の改善と利用促進を図るため、公共車両優先システム、バス専用レーンの拡充など公共交通機関支援事業等バス優先対策の拡充、幹線道路における違法駐車対策の強化につ

いて、関係行政機関に働きかけて実現に努めます。

(2) 仙台駅及び県庁市役所・泉区役所周辺において、バスの定時制が確保されるよう、渋滞緩和対策やバスの待機場の確保について、関係行政機関に働きかけて実現に努めます。

(3) バスの利便性を向上するため、MaaS等IT技術の活用に関する情報等を収集し、バス事業に係るITシステム普及促進のための情報提供に努めます。

6. 労務問題

(1) 労働条件の改善、適正な労務管理の実施のための協力活動と労使交渉に関する情報等により対応します。

(2) 労務委員会を通じて年間総労働時間の短縮及び改善基準告示の一層の遵守・定着に努めるとともに、労働基準法及び労働安全衛生法の周知活動に努め、労働条件の整備に対応します。

(3) 改善基準告示見直しへの対応については、会員事業者へ周知するとともに、令和6年4月の施行に向けて円滑に準備できるよう努めます。

7. 運輸事業振興助成交付金事業

(1) 運輸事業振興助成交付金制度の趣旨に沿った効率的運用及び適切な執行体制の強化を図り、安全運行対策事業推進のため、輸送の安全の確保事業、サービスの改善及び向上に関する事業、公害防止、地球温暖化防止その他の環境の保全に関する事業、バス事業の適性化に関する事業、バス事業者の共同利用に供する施設の設置または運営に関する事業、バス事業者の経営の安定化に寄与する事業のための基金及び将来の施設整備事業等に充てるための基金の造成を実施します。

なお、別に定める運輸事業振興助成交付金事業計画内容に基づき、適切かつ効率的に推進します。

(2) 日本バス協会の交付金事業であるバス輸送改善推進事業（バス利用者施設等整備事業、人と環境にやさしいバス普及事業及び地方路線・貸切バス助

成事業等) についての実施に際し、所要の手続きを行います。

8. 広報活動

(1) 当協会のホームページのリニューアルを始め、情報内容の拡充及び発信を逐次実施し、バス業界の取組み及び会員情報など広汎な情報提供を行います。

また、全国で多彩な行事が行われます9月20日の「バスの日」において、バス利用促進キャンペーン等や諸行事のネットによる情報発信に努めるとともに、高齢化社会の到来や環境問題等に対してバスの有する多様な社会的意義を認識していただき、バスへの親しみとバス事業への理解を深めてもらうための広報活動も積極的に推進します。

(2) 貸切バス事業者の安全性評価認定事業者の安全に対する取組み状況が、利用者や旅行会社に認識され貸切バス事業の発展に繋がるよう制度の周知に取り組みます。

(3) 会員事業者一覧ポスター及び小学生バスの絵コンテスト入賞作品カレンダーを作成し関係機関等に配布するなどして会員事業者のPRに努めます。

(4) 観光シーズンを迎える時期等適切な時期に新聞広告等を活用して、バス利用の促進を図ります。

【運輸事業振興助成交付金事業計画内容】

1. 輸送の安全の確保事業

- ① 安全輸送全体会議
- ② 運行管理者一般講習
- ③ 運転者適性診断・適性診断活用講座・適齢診断
- ④ 交通安全啓発用広報資材等
- ⑤ 救急救命講習会
- ⑥ 健康に起因する事故防止助成（脳MRI・MRA、SASスクリーニング検査、心臓ドック）

- ⑦ 貸切バス安全性評価認定制度助成
- ⑧ 大型二種免許取得養成助成

2. サービスの改善及び向上に関する事業

- ① バス停留所上屋修繕等
- ② バス停留所上屋設置
- ③ 仙台駅前バス乗り場案内マップ
- ④ 仙台駅周辺バス乗場サイン修正工事
- ⑤ 仙台駅前バス乗り場案内システム修正
- ⑥ 宮城県バス協会加盟事業者一覧ポスター
- ⑦ デジタコ助成

3. 地球温暖化防止及び環境保全事業

- ① バス車両新車購入助成
- ② バス車両中古車購入助成

4. 災害時対応及び将来の施設整備等における基金の造成 将来の施設整備事業及び緊急時対応費用